

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第61号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表環境政策局の款循環型社会推進部の項中「調査係長 廃棄物企画係長」を「調査係長 2R推進係長 廃棄物企画係長」に改める。

第1条第1項の表行財政局の款防災危機管理室の項

「



」を「



」に改める。

第1条第1項の表総合企画局の款文化庁移転推進室の項中「文化庁移転推進課長」を「文化庁移転推進第一課長 文化庁移転推進第二課長 文化庁移転推進第三課長」に、「文化庁移転推進係長」を「文化庁移転推進第一係長 文化庁移転推進第二係長 文化庁移転推進第三係長」に改め、同款プロジェクト推進室の項中「プロジェクト推進第三課長」を「プロジェクト推進第三課長 プロジェクト推進第四課長」に、「プロジェクト推進第三係長」を「プロジェクト推進第三係長 プロジェクト推進第四係長」に改め、同款情報化推進室の項中「情報政策課長」を「情報政策課長 情報セキュリティ・ICT推進課長」に、「情報システム課長 情報統計課長」を「システム開発・運用課長 統計解析課長」に、「ITガバナンス推進係長 行政情報化推進係長」を「調整係長 情報セキュリティ係長 ICT推進係長」に、「システム基盤最適化係長 オープン化推進係長 システム開発係長 共通基盤係長」を「オープン化推進係長 オープン化開発係長」に、「統計調査係長 解析係長」を「システム第四係長 統計調査係長 解析推進係長」に改める。

第1条第1項の表文化市民局の款共同参画社会推進部の項中

「

男女共同参画推進課	計画推進係長 真のワーク・ライフバランス推進係長
勤労福祉青少年課	青少年係長 子ども・若者支援係長 勤労福祉係長

」を

「

男女共同参画推進課	計画推進係長 真のワーク・ライフバランス推進係長 勤労福祉係長
-----------	---------------------------------

に改め、同項の前に次の1項

」

を加える。

文化芸術都市推進室	文化芸術企画課	企画管理係長 計画推進係長 振興係長
	文化財保護課	管理係長 美術工芸・民俗文化財係長 記念物係長 埋蔵文化財係長 建造物係長 無形文化遺産普及係長

第1条第1項の表文化市民局の款文化芸術都市推進室の項を削る。

第1条第1項の表産業観光局の款産業戦略部の項中「雇用創出係長」を「ひと・しごと環境整備係長 雇用創出係長 ソーシャル・イノベーション創出支援係長」に改め、同款商工部の項中「ソーシャル・イノベーション創出支援係長」を削る。

第1条第1項の表保健福祉局の款保健福祉部の項中「監査適正給付推進課」を「監査指導課」に、「企画係長 児童施設係長」を「企画係長」に改め、「適正給付推進係長」を削り、同款障害保健福祉推進室の項中「在宅福祉課長 施設福祉課長」を「在宅福祉課長」に改め、同款生活福祉部の項中「地域福祉課」を「生活福祉課」に、「地域福祉係長 医療係長」を「適正化係長」に、「特定健診企画係長 特定健診運営係長」を「特定健診係長」に改め、同款子育て支援部の項を削り、同款長寿社会部の項及び保健衛生推進室の項を次のように改める。

健康長寿のまち・京都推進室	健康長寿企画課	企画係長 調査係長 地域支援係長 地域包括ケア第一係長 地域包括ケア第二係長 健康長寿推進第一係長 健康長寿推進第二係長 健康長寿第三係長
	介護ケア推進課	管理係長 企画係長 介護予防推進係長 指導係長 認定給付係長 介護事業者第一係長 介護事業者第二係長 在宅福祉係長 施設整備・支援係長
医療衛生推進室	健康安全課	企画係長 感染症予防係長 健康危機対策係長 食品安全係長
	医務衛生課	管理係長 生活衛生係長 薬務係長 動物愛護係長 事業推進係長

	医療衛生センター	管理係長 感染症対策第一係長 感染症対策第二係長 宿泊施設審査指導第一係長 宿泊施設審査指導第二係長

第1条第1項の表保健福祉局の款の次に次の1款を加える。

子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	企画総務課長 はぐくみ文化創造発信課長 児童施設監査指導課長	庶務係長 計理係長 労務係長 はぐくみ文化創造発信係長 監査指導係長 児童施設係長
	子ども若者未来部	育成推進課	管理係長 企画係長 健全育成係長 放課後まなび教室推進係長 母子保健係長 青少年育成係長 子ども・若者支援係長
		子ども家庭支援課	貧困家庭の子ども対策係長 児童支援係長 自立支援係長 障害児支援係長 医療児童手当係長
幼保総合支援室	幼保企画課長 保育利用調整課長 施設整備・待機児童対策課長 民営保育施設課長 私立幼稚園振興課長 公営保育所課長 地域子育て支援課長 保育内容向上課長 保育安全対策推進課長	企画係長 保育利用調整係長 施設整備耐震化係長 待機児童対策係長 民営保育施設係長 認可給付係長 私立幼稚園振興係長 公営保育所係長	

第1条第1項の表都市計画局の款公共建築部の項中「大型施設建築係長 大型施設電気係長 大型施設機械係長」を「大型施設建築第一係長 大型施設建築第二係長 大型施設電気第一係長 大型施設電気第二係長 大型施設機械第一係長 大型施設機械第二係長」に改め、同款歩くまち京都推進室の項中「交通施設計画課長」を「交通施設計画課長 モビリティ・イノベーション創出課長」に改める。

第1条第1項の表建設局の款建設企画部の項中「調査係長 社会資本政策係長 企画調整係長 道路計画係長」を「社会資本政策第一係長 社会資本政策第二係長 企画調整第一係長 企画調整第二係長 広域幹線道路企画係長」に、「進行管理係長」を「契約審査係長」に改め、同款土木管理部の項中「指導係長」を「監理指導係長」に、「明示第三係長 台帳係長」を「台帳第一係長 台帳第二係長」に改め、同款道路建設部の項中「調査係長」を「調査係長 計画係長」に改める。

第1条第2項の表マイナンバー高度利用推進プロジェクトチームの項から京都の食文化推進プロジェクトチームの項までを次のように改める。

「働き方改革」推進プロジェクトチーム	「働き方改革」に係る調査，研究及び原案の企画に関する事務
--------------------	------------------------------

第1条第2項の表貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチームの項を削り、同条第9項中「産業戦略監，地球環境・エネルギー政策監，」を削り，「，観光政策監，子育て支援政策監又は交通政策監」を「又は観光政策監」に改め、同条第14項中「文化市民局地域自治推進室に地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長，同局文化芸術都市推進室に文化事業推進部長」を「文化市民局文化芸術都市推進室に文化事業推進部長，同局地域自治推進室に地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長」に改め、同条第15項中「保健福祉局子育て支援部保育課」を「子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室」に改める。

第2条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項から第7項までを2項ずつ繰り上げ、第8項及び第9項を削り、第10項を第6項とし、第11項を第7項とし、同条第12項中「第18項」を「第14項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第13項中「地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長及び文化事業推進部長」を「文化事業推進部長及び地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第14項を第10項とし、第15項から第22項までを4項ずつ繰り上げる。

第6条第3項ただし書中「地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長，文化事業推進部長」を「文化事業推進部長，地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長」に改める。

第7条環境企画部の款環境管理課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中「京都環境賞選考委員会」を「京都環境賞選考部会」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条循環型社会推進部の款廃棄物指導課の項第9号中「クリーンセンター」の右に「，横大路学園及び北積替所」を加え、同条適正処理施設部の款施設整備課の項第2号中「一般廃棄物処理

施設」の右に「その他これに類する施設」を加え、「及び増改築」を「増改築及び大規模改修」に改め、同項第3号及び第5号中「一般廃棄物処理施設」の右に「その他これに類する施設」を加える。

第8条防災危機管理室の款中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) レジリエンス戦略に関すること。

第8条資産活用推進室の款第4号中「処理」を「管理」に改め、同条税務部の款税制課の項第8号中「特別地方消費税交付金」を削り、「及び地方消費税交付金」を「分離課税所得割交付金及び府民税所得割臨時交付金」に改め、同項中第15号を第16号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 地方特例交付金に関すること。

第9条プロジェクト推進室の款第1号を削り、同款第2号を同款第1号とし、同条情報化推進室の款第14号中「及び情報公開・個人情報保護審議会」を「情報公開・個人情報保護審議会及び大型汎用コンピュータオープン化事業検討委員会」に改める。

第10条共同参画社会推進部の款男女共同参画推進課の項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 京都労働学校その他の勤労者教育活動の助成に関すること。

第10条共同参画社会推進部の款男女共同参画推進課の項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 勤労者福祉に関すること。

第10条共同参画社会推進部の款勤労福祉青少年課の項を削り、同款の前に次に1款を加える。

## 文化芸術都市推進室

### 文化芸術企画課

(1) 室の所掌事務の連絡及び調整に関すること。

(2) 文化芸術都市の創生に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。

(3) 文化芸術施設の調査及び整備計画に関すること。

(4) 文化芸術関係団体との連絡に関すること。ただし、文化財保護課の所管に属するものを除く。

- (5) 工事の設計，施行，監督及び検査に関すること。
- (6) 工事用材料等の現場検収に関すること。
- (7) 指定管理者条例第16条に規定する委員会（第10号の公の施設（無鄰菴を除く。）に関するものに限る。），京都文化芸術都市創生審議会，文化功労者審査会，京都市芸術新人賞・京都市芸術振興賞選考委員会及び芸術文化特別奨励制度審査委員会に関すること。
- (8) 美術館及び動物園に関すること。
- (9) 交響楽団及び元離宮二条城事務所に関すること。
- (10) 岡崎公園（行財政局組織・人事担当局長が別に定める区域に限る。），円山公園音楽堂，無鄰菴，京都会館，文化会館，京都コンサートホール，久世ふれあいセンター文化・スポーツ施設及び京都芸術センターに関すること。

#### 文化財保護課

- (1) 文化財の保護に関すること。ただし，都市計画局の所管に属するものを除く。
- (2) 文化遺産の保存及び活用に関すること。
- (3) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
- (4) 出土品その他の考古学的資料の整理，研究及び収蔵に関すること。
- (5) 文化財保護関係団体との連絡に関すること。
- (6) 文化財保護審議会，指定管理者条例第16条に規定する委員会（第8号の公の施設及び無鄰菴に関するものに限る。），外来種チュウゴクオオサンショウウオ対策検討委員会，京都を彩る建物や庭園審査会，京都をつなぐ無形文化遺産審査会，重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会，文化的景観保存・活用委員会及びまち・ひと・こころが織り成す京都遺産審査会に関すること。
- (7) 歴史資料館に関すること。
- (8) 岩倉具視幽棲旧宅，旧三井家下鴨別邸，考古資料館及び文化財建造物保存技術研修センターに関すること。
- (9) 文化観光資源保護財団に関すること。
- (10) 埋蔵文化財研究所に関すること。

第10条文化芸術都市推進室の款を削る。

第12条保健福祉部の款保健福祉局総務課の項第8号中「事務（）」の右に「医療衛生推進室，」を加え，同項第10号を削り，同項第11号を同項第10号とし，同款監査適正給

付推進課の項第1号及び第2号を削り、同項第3号に次のただし書を加える。

ただし、子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く。

第12条保健福祉部の款監査適正給付推進課の項第3号を同項第1号とし、同項第4号に次のただし書を加える。

ただし、子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く。

第12条保健福祉部の款監査適正給付推進課の項第4号を同項第2号とし、同項第5号中「生活福祉部」を「子ども若者はぐくみ局」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同項に次の1号を加える。

(5) 中央保護所に対する監査及び監督に関すること。

第12条保健福祉部の款監査適正給付推進課の項中「監査適正給付推進課」を「監査指導課」に改める。

第12条障害保健福祉推進室の款第2号中「児童福祉法に関する事務（心身障害児に関するものに限る。）並びに」を削り、同款第4号中「児童福祉法及び」及び「児童福祉法によるものについては心身障害児に係るもの、障害者総合支援法によるものについては」を削り、同款第5号中「障害児入所施設、児童発達支援センター及び」を削り、同款中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同項第15号中「及び介護予防訪問介護」を「、介護予防訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業」に改め、同号を同款第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 京都市重度心身障害者医療費支給条例による事務に関すること。ただし、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。

第12条障害保健福祉推進室の款第16号及び第17号中「特別児童扶養手当、障害児福祉手当、」を削る。

第12条生活福祉部の款地域福祉課の項第2号を削り、同項第3号中「中国残留邦人等支援法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号ただし書を削り、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号に次のただし書を加える。

ただし、子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く。

第12条生活福祉部の款地域福祉課の項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号及び第15号を削り、同項第16号中「及び年金生活者等支援臨時福祉給付金」を削り、同号を同項第12号とし、同項第17号及び第18号を削り、同項第19号中「民生委員推薦会及び」を削り、同号を同項第13号とし、同項第20号中「及び福祉ボランティアセンター」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、保健福祉部の所管に属するものを除く。

第12条生活福祉部の款地域福祉課の項中「地域福祉課」を「生活福祉課」に改め、同項第20号を同項第14号とし、同款保険年金課の項第4号中「長寿社会部」を「健康長寿のまち・京都推進室」に改める。

第12条子育て支援部の款を削る。

第12条長寿社会部の款を次のように改める。

健康長寿のまち・京都推進室

健康長寿企画課

- (1) 室の所掌事務の連絡及び調整に関する事。
- (2) 地域福祉に関する企画及び調整に関する事。
- (3) 高齢者の社会参加に関する事。ただし、介護ケア推進課の所管に属するものを除く。
- (4) 福祉事務所の業務の査察、指導、連絡及び調整に関する事。
- (5) 地域包括支援センター運営事業の推進に係る連絡及び調整に関する事。
- (6) 認知症高齢者等に関する事。ただし、介護ケア推進課の所管に属するものを除く。
- (7) 失業対策事業の引退者等に関する事。
- (8) 民生委員に関する事。
- (9) 民生委員推薦会に関する事。
- (10) 保健所に関する事。
- (11) 老人介護支援センター、健康増進センター及び福祉ボランティアセンターに関する事。
- (12) 健康づくり協会に関する事。
- (13) その他地域及び高齢者の福祉並びに健康づくりに関する事。ただし、介護ケア推進課の所管に属するものを除く。



## 介護ケア推進課

- (1) 高齢社会における福祉施策の調査，研究，企画及び調整に関すること。
- (2) 高齢者の社会参加に関すること。ただし，高齢者の交流の場の創出に関することに限る。
- (3) 介護保険に関する企画及び調整に関すること。
- (4) 介護保険の調査，統計，普及及び事業報告に関すること。
- (5) 介護保険の被保険者の資格及び保険給付に関する事務の管理及び改善に関すること。
- (6) 介護保険料の賦課徴収事務の管理及び改善に関すること。
- (7) 介護保険料に係る徴収金の過誤納金の還付に関すること。
- (8) 介護保険法による介護サービス事業者等の指定等に関すること。
- (9) 介護保険法による介護サービス事業者等に対する報告の要求及び立入検査等に関すること。
- (10) 老人福祉法による事務の統轄に関すること。
- (11) 老人福祉施設の整備計画に関すること。
- (12) 老人福祉施設に係る許可，認可及び届出に関すること。
- (13) 有料老人ホームの設置に係る届出の受理に関すること。
- (14) サービス付き高齢者向け住宅の入居者に提供する高齢者生活支援サービスの審査に関すること。
- (15) 敬老乗車証に関すること。ただし，区役所，区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。
- (16) 在宅の寝たきりの高齢者等に対する援護事業に関すること。
- (17) 認知症高齢者等に係る権利の擁護に関すること。
- (18) 高齢者に対する家事及び介護の援助に関すること。
- (19) 生計困難者に対して，無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に関すること。
- (20) 京都市老人医療費支給条例による事務に関すること。ただし，区役所，区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。
- (21) 介護保険に係る国民健康保険団体連合会その他関係団体との連絡に関すること。
- (22) 介護認定審査会（区役所及び区役所支所の所管に属するものを除く。），高齢者施策

推進協議会及び京都市公有財産及び物品条例第13条に規定する委員会（課が所管する事務に関するものに限る。）に関すること。

- (3) 老人福祉センター，老人保養センター，老人デイサービスセンター，特別養護老人ホーム，老人短期入所施設，久多いきいきセンター及び長寿すこやかセンターに関すること。

第12条保健衛生推進室の款保健医療課の項中「保健医療課」を「健康安全課」に改め，同項第6号中「及び保健所」を削り，同項第7号及び第8号を削り，同項第9号を同項第7号とし，同款医務衛生課の項中第13号を第14号とし，第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ，同項第9号中「桃陽病院及び」を削り，同号を同項第10号とし，同項中第8号を第9号とし，第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ，第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 医事及び薬事に関すること。

第12条保健衛生推進室の款中「保健衛生推進室」を「医療衛生推進室」に改め，同款に次の1項を加える。

医療衛生センター

- (1) 感染症その他の疾病の予防に関すること。ただし，健康安全課の所管に属するものを除く。
- (2) 食品衛生に関すること。ただし，健康安全課の所管に属するものを除く。
- (3) 環境衛生に関すること。ただし，医務衛生課の所管に属するものを除く。
- (4) 衛生上の試験及び検査に関すること。ただし，医務衛生課の所管に属するものを除く。
- (5) 京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例による相談，情報の提供，助言，支援，指導，緊急安全措置，軽微な措置，調査（不良な生活環境を生じさせた者を確知することができない場合に限る。），報告の徴収及び立入調査等に関すること。ただし，主として建築物等における生活環境又はその周囲の生活環境が衛生上不良な状態にあるものを対象とするものに限る。
- (6) 動物の愛護及び管理並びに狂犬病予防に関すること。ただし，動物愛護センターの所管に属するものを除く。

第14条建設企画部の款建設総務課の項第6号を同項第7号とし，同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 都市整備公社に関すること。ただし、自転車政策推進室及び都市整備部の所管に属するものを除く。

第14条建設企画部の款建設企画課の項第5号及び第6号を削り、同項第7号を同項第5号とし、同条土木管理部の款土木管理課の項第2号中「里道」の右に「(京都市里道管理条例第2条に規定する里道をいう。以下同じ。)」を加え、同条自転車政策推進室の款第12号を削り、同条都市整備部の款市街地整備課の項第21号中「八条通地下横断歩道、」を削り、同条を第15条とする。

第13条建築指導部の款建築審査課の項第4号中「昇降機」の右に「、遊戯施設、防火設備」を加え、「建築設備及び遊戯施設」を「特定建築設備等」に改め、同項第9号中「認定」の右に「、長期優良住宅の普及の促進に関する法律による長期優良住宅建築等計画の認定、都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素建築物新築等計画の認定、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による認定」を、「審査」の右に「並びに台帳記載事項証明書の交付」を加え、同項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第26号までを1号ずつ繰り上げ、同条公共建築部の款公共建築建設課の項第1号中「関連する」を「類する」に改め、「並びに次項第1号、第3号及び第6号」を削り、同条歩くまち京都推進室の款中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条を第14条とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(子ども若者はぐくみ局)

第13条 子ども若者はぐくみ局の事務分掌は、次のとおりとする。

はぐくみ創造推進室

- (1) 局の庶務に関すること。
- (2) 区役所等との連絡及び調整に関すること。
- (3) 局の所属職員の労務管理に関すること。
- (4) 局の所管に属する保健及び福祉に関する調査及び統計に関すること。
- (5) 社会保障制度の適正な運営に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。ただし、保健福祉局の所管に属するものを除く。
- (6) 社会福祉法人(児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事業のみを目的とするものに限る。次号において同じ。)、児童福祉施設、地域型保育事業所、認可外保育

施設及び障害児通所支援事業者等の指導及び監督に関する企画及び調整に関すること。

- (7) 社会福祉法人の認可、指導及び監督に関すること。
- (8) 児童福祉施設、地域型保育事業所、認可外保育施設及び障害児通所支援事業者等の指導及び監督に関すること。
- (9) 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例による事務の統括に関すること。
- (10) はぐくみ文化の推進に関すること。
- (11) 子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会及び指定管理者条例第16条に規定する委員会（局が所管する公の施設に関するものに限る。）に関すること。
- (12) 局内の他の課の主管に属しないこと。

## 子ども若者未来部

### 育成推進課

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 青少年活動の推進に関する事務の連絡及び調整に関すること。
- (3) 子ども及び若者の育成に係る総合的な支援に関する事務の調査、企画、連絡及び調整に関すること。
- (4) 子ども会その他の少年団体の運営指導及び連絡調整に関すること。
- (5) 子ども会その他の少年団体の指導者の養成及び研修に関すること。
- (6) 児童福祉法による事務の統轄に関すること。ただし、はぐくみ創造推進室、子ども家庭支援課、幼保総合支援室及び保健所の所管に属するものを除く。
- (7) 児童福祉施設（児童館及び児童遊園に関するものに限る。次号において同じ。）の整備に関すること。
- (8) 児童福祉施設に係る許可及び認可に関すること。
- (9) 子ども・子育て支援法による事務の統轄に関すること。ただし、子ども家庭支援課及び幼保総合支援室の所管に属するものを除く。
- (10) スポーツ少年団その他の体育諸団体に関すること。
- (11) 子育て支援コンシェルジュに関すること。
- (12) 青年の教養に関すること。
- (13) 青少年活動推進協議会及び子ども・子育て会議に関すること。
- (14) 子育て支援総合センターこどもみらい館に関すること。

- (15) 子ども支援センターに関すること。
- (16) 子ども保健医療相談・事故防止センターに関すること。
- (17) 青少年活動センター，学童保育所，児童館及び百井青少年村に関すること。
- (18) ユースサービス協会に関すること。
- (19) その他子ども及び若者の育成推進に関すること。

#### 子ども家庭支援課

- (1) 児童福祉法による事務（心身障害児に関するものに限る。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法による事務の統轄に関すること。
- (2) 児童福祉法による診療報酬の審査及び決定に関すること。
- (3) 児童福祉施設の整備に関すること。ただし，育成推進課及び幼保総合支援室の所管に属するものを除く。
- (4) 児童福祉施設に係る許可及び認可に関すること。ただし，育成推進課及び幼保総合支援室の所管に属するものを除く。
- (5) 生活困窮者自立支援法による事務（中学3年生学習支援プログラムに関するものに限る。）に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援法による事務（子育て支援短期利用事業に関するものに限る。）の統轄に関すること。
- (7) 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例による事務に関すること。ただし，区役所，区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。
- (8) 障害児入所施設及び児童発達支援センターに係る許可及び認可並びに整備計画に関すること。
- (9) 指定障害児通所支援事業者，指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定に関すること。
- (10) 児童手当に関する事務の統轄に関すること。
- (11) 児童手当の支給に関すること。ただし，本市の職員に係る児童手当の受給資格及び額の認定に関するものを除く。
- (12) 児童扶養手当に関する事務の統轄に関すること。
- (13) 児童扶養手当の受給資格及び額の認定，支給並びに不正利得の徴収に関すること。
- (14) 特別児童扶養手当及び障害児福祉手当に関する事務の統轄に関すること。

- (15) 特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給に関すること。ただし、区役所及び区役所支所の所管に属するものを除く。
- (16) う歯その他の疾病の予防等に関すること。
- (17) 学童う歯対策事業に係る診療報酬の審査及び決定並びに医療費の支給に関すること。
- (18) 奨学資金の給付に関すること。ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。
- (19) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金に関すること。
- (20) いじめ問題再調査委員会に関すること。
- (21) 児童福祉センター及び桃陽病院に関すること。
- (22) 児童委員に関すること。
- (23) ひとり親家庭支援センターに関すること。
- (24) その他子ども及び家庭の支援に関すること。

#### 幼保総合支援室

- (1) 児童福祉法に関する事務（保育に関するものに限る。）の統轄に関すること。
- (2) 保育所の認可に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法及び京都市保育所条例による保育費用（次号において「保育費用」という。）の賦課徴収事務の管理及び改善に関すること。
- (4) 保育費用に係る徴収金の過誤納金の還付に関すること。
- (5) 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の認可に関すること。
- (6) 幼保連携型認定こども園の認可に関すること。
- (7) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関すること。  
ただし、区役所及び区役所支所の所管に属するものを除く。
- (8) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の手續に関すること。
- (9) 特定地域型保育事業者に対する報告の要求、立入検査等に関すること。
- (10) 市営保育所における時間外保育事業及び一時預かり保育事業に係る保育費用の徴収に関すること。
- (11) 認可外保育施設の届出に関すること。
- (12) 市営保育所の運営管理に関すること。
- (13) 保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等における保育内容等の指導、改善及び研修に関すること。

- (14) 保育所，幼保連携型認定こども園，家庭的保育事業所及び小規模保育事業所の整備に関すること。
- (15) 昼間里親に関すること。
- (16) 市営保育所入所児童に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法による事務に関すること。
- (17) 学校法人に関すること。ただし，私立幼稚園に関するものに限る。
- (18) 幼稚園児の就園助成に関すること。
- (19) その他保育に関すること。

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)